高商連ニュ

高知県商工団体連合会 NO.798(49-33) 〒780-8035 高知市河ノ瀬町33 TEL088-832-4838 FAX088-832-3126 Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp ホームページ http://kosyoren.web.fc2.com/ このニュースはホームページでもご覧になれます

仲間増やして要求実現、元気で大きな民商 税務調査や滞納、 申告で悩んでいる業者がいます

しています。

ています。 (1/29香美郡会報)引き続き対象者の情報をお待ち

■春の運動・拡大状況 (1/28)

| | | | 拡 | | 大 | | 成果 |
|-------------------------|---------------|----|----|----|----|----|----|
| | | 読者 | 会員 | 共済 | 婦人 | 青年 | 会員 |
| 安 | 芸 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 香美 | 能郡 | 13 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 |
| 南 | 玉 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 高 | 知 | 16 | 1 | 4 | 1 | 0 | 9 |
| 仁沙 | 定川 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 須 | 崎 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 中 | 村 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| †III P | + | 47 | 4 | 8 | 1 | 0 | 33 |
| 成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む) | | | | | | | |

四国の拡大競争の高知県連の順位

読者1位、会員4位、共済4位、婦人2位

 \mathcal{O} 税務調査を受け 「相談にのってほ 0, Τ

し

」と入会

税務調査を受け、申告はしていたも 夜も寝られず、 「所得税・消費税額が増額にな、売り上げの計上漏れ等があ (大工) さんは、 昨 年 い 色 1 1 1月末に ー々なと

安倍9条改憲NO!3000万署名

標 2

高知憲法アクションの呼びかけで1月23日「戦争させない! 改憲いやだ!こうち総行動~3000万署名・大対話運動推進実 行委員会」(略称・こうち総行動)が発足、署名促進交流会が開かれ ました。この会合には約50人が参加し、安倍改憲に反対する署 名を県内で20万人を目標に集めることなどを確認しました。

高知大青木名誉教授による安倍改憲をめぐる「いま」の状況、 改悪の問題点についてのお話の後、アクション呼びかけ人の山﨑 秀一氏が基調報告・行動提起し、3000万署名の達成に必要な 県内20万人の目標について、国鉄分割・民営化に反対して28 万人の署名を集めた経験から「やればできる」と強調。

経験交流では、1票で変える土佐の女たち、年金者組合他、こ れまでどのように署名を集めたか、20万人集めるための取り組 みについて交流し、拍手が起きる場面も見られ大いに盛り上がり ました。

大事なのは署名に取り組む人をいかに増やすか、署名をお願い するのに安倍改憲についてよりよく知り、多くの県民と対話する →自発的に署名に名を連ねて頂くこと。学習会、自民改悪案批判 のビラを利用し、皆一丸となって署名活動を成功させ、改憲を阻 止することを確認し、交流会は終了しました。(Y)

2・1 1 「建国記念の日」に反対し 日本のいまと明日を考える集い ~安倍改憲がめざす日本を問う~

■講師 青木宏治さん

(こうち九条の会代表委員)

「憲法の平和主義を「修正」し壊す安倍自 ■演題 民党の改憲」~憲法9条の骨抜き、形骸 化による平和主義の原理的転換という 国家原理の転換の危険性を説明する~

- 2月11日(日)10時~ ■日時
- ■会場 高知県人権啓発センター6F(県庁前)
- 500円(大学生以下250円)

会員

となっています。

1

月 14

日(日)に開催され

た「四

拡大運動が幸先の良いスターの力強いリーダーシップの下、

いリーダーシップの下、春

香美郡民商は、

加藤拡大推進

委員

幸先良

11

ス

タ

卜

民

!!

者 拡

に変更、調査がありました。 日を指定してきましたが、1月 会員 前 調査前に金融機関を反面調 (農業)に、事前通知で1月 15

て超過達成!!でに読者 10 人の目標を

11

人増や

国ブロック決起集会」(6名参加)ま

度、「民商が事業内容等知っておりはできない」と。民商・会員から再れない、立ち会うようであれば調査と、職員に「守秘義務があり、認めら すること」を合意していました。 税務職員(1人)、その旨伝える 日に、 会員さんと「民 で商が同り 当 席

を食事も兼ねて訪問し、

読者1人拡

月

対象者

ご協力に改めて感謝

、ます。

ん・安丸さんの協力を得て、

内さんを中心に竹内さん・田中博さ

勢いの持続に

18

日は

理

事の

西

大きな問 新国税通則法に反する 題

営方針等からも、のもと調査を行っ 先 問 等 題 対応したが、強権的な態度で守秘 ずのこともなぬはない」税 民 商から「他の税務署で立会い あ り認めら から、 否 「取引

対応しました。 税務職員(一人)で、 時 20分迄行わ

税務調査は2時間2分義務を盾に立ち会いを拒 を行っている、税務運 なぜ認めないか」 れ会員ご夫婦
、午前10時か れない」 りま 合の

民商として

で対応したいと思います。ついて、須崎税務署との交渉法に反するものであり、理不法に立するものであり、理不 いて、須崎税務署との交渉(2月下旬) 事前の反面調 める判例や新国税通則 立ち合 理不尽な対応に い拒 否等々

29

須崎民

商だより

ていませんが、2回日今回の調査の流れ、とはできません。 整合 ればなりません。間査項目ごとに納 3 3回目は、修正申告がある場が、2回目は1回目の調査と査の流れは、具体的に決まっ 得できるも のでな

許されな い事前の反 面

とです。 預金の取引履歴を取得)を行っていたこ税務署が金融機関から、反面調査(普通 調査は「方針」に反するものです。許すこ 運営方針」からみても、 税者の承諾を得て行うべきものです。 ても確認する必要があるときにだけ、 査を尽くし、そこで出た疑問を、どうし 国税庁が定めた「新 納税者本人の調査を行う前 反面調査は納 国税通 、無断で行う反面国税通則法」「税務 税者への調 納

ょ

う。

ゆ

0

<

ŋ

眠

れ

るよう

2 2 り、電話帳 日に来局、 で「須崎民 2時間超 に・・・ 感謝 した。(1 L

0)

言葉を

頂きなが

5

の入会

-29

須崎民商だより)

談先を探している中で するよう 頏

お互

話し合いました。「換価の猶予申請 一に電話、 八商」を

23 日

1 2